

リバタリア契約約款

第1条 （適用）

株式会社 WISE MEDIA WORKS（以下「甲」といいます。）は、この「リバタリア契約約款」（以下「本約款」といいます。）を定め、ご契約された契約者（以下「乙」といいます。）に対して、本約款および本サービス契約に基づき「リバタリア」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条 （約款の変更）

1. 甲は、本約款を変更することがあります。この場合、甲は、本約款の変更日 30 日前までに乙に対し変更内容を通知します。通知の方法は、本約款の定めるところによります。
2. 前項に基づき乙に対し通知した変更日以降は、本約款に基づく契約には、変更後の本約款の規定が適用されます。
3. 本約款の変更が乙にとって不利益となると甲が認めた場合は、乙は、第 1 項に定める本約款の変更内容の通知が到達した日から 30 日以内に、甲に対して、書面をもって通知することにより、本サービス契約を解除することができます。
4. 前項の場合、本サービス契約は、本約款の変更日の前日をもって、終了するものとします。

第3条 （用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- ① 本サービス契約:甲が乙に対し本サービスを提供するに際し締結する個別契約。
- ② 契約確認:本サービス契約時に甲から乙に対し、送付する電子メール。
- ③ 営業日:日月祝祭日および甲の定めた年末年始の休業日を除く平日
- ④ 一暦月:サービス利用の課金対象となる期間をさし、各月の 1 日から末日までの期間
- ⑤ 甲設備:甲が本サービスの運用のために設置または利用するシステム

第4条 （契約の成立）

1. 本サービス契約は、乙が甲に所定の方法（口頭及び電子メール等の電磁

的方法を含む)にて申し込み、甲の承諾を受け、乙が初回の支払いを行った時点で成立するものとみなします。

2. 甲による承諾は、本サービスにて使用するウェブシステムへの登録案内を記載した電子メール送信をもって行います。
3. サービスの提供は、甲が乙からの支払いを確認した日から提供を行うものとします。

第5条 (サービスの内容)

1. 本サービス契約に基づき提供されるサービス内容は、下記の通りとします。
 - ① 甲が提供するコンテンツの閲覧。
 - ② 甲が提供する相談窓口（以下、サポートチャットという）での相談。
 - ③ 甲の指定するウェブシステム上での会員同士の交流。
 - ④ 本サービスに関する各種問い合わせ受け付けのため、サポートチャットヘルプデスクを提供します。
 - ⑤ 本サービスにおける各種設定変更は、甲が定める手段により、乙より依頼があった日を基準に原則 5 営業日以内に実施するものとする。
 - ⑥ 各種設定変更に伴い、特別な調査の必要があると甲が判断した場合、3号に掲げる設定変更期間はこの限りではない。
2. 本サービスは、日本国内の乙に対してのみ、提供いたします。

第6条 (ヘルプデスク)

本サービスにより提供されるヘルプデスクの内容は下記の通りとします。

- ① サービス仕様に関する質問の問い合わせ受付と回答
- ② サービス利用料金及び利用期間に関する問い合わせ受付と回答
- ③ 受付時間は、甲営業日の 11:00～20:00
- ④ 弊社指定のウェブシステム上での問い合わせおよび回答

第7条 (インターネットからの脅威に対する対策)

1. 甲は、インターネット上の脅威から乙の個人情報及びプライバシーを適切に保護するために合理的な努力を尽くすものとします。
2. 前項はあらゆるインターネット上の脅威に対する保護を保証するものではなく、合理的な努力を尽くしても対応できない脅威に対する保護を保

証するものではありません。

3. インターネット上の脅威に対する乙の個人情報及びプライバシーの保護は、甲のサービス提供に使用する機材へのインターネットセキュリティの導入及び、利用サービスの随時アップデート適用を実施するものとします。

第8条 (禁止行為)

1. 甲は、本サービスを提供するにあたり、以下に掲げる行為を禁止します。
 - ① 社会通念上著しく不適切であるとみなされるメッセージ、記事、その他のコンテンツを、ウェブシステム上で掲示し、または送信する行為。
 - ② 甲、本サービスまたは甲の他の乙に関連する情報を不正に改ざんし、または消去する行為。
 - ③ 甲、甲の他の乙、またはエンドユーザー（乙からさらにサービスの提供を受ける一般消費者またはこれに類する者をいう。以下同じ。）に関する識別情報や連絡先情報を不正に入手することを目的とした行為、またはこれらの者へのなりすましを意図した行為。
 - ④ 日本国の法令等に違反する行為。
 - ⑤ インターネット・ネットワーク、または甲若しくは第三者のネットワーク・システムの健全性または安全性を脅かす行為。
 - ⑥ 本サービスの対価の支払を不正に免れるような方法で本サービスを利用しようとする行為。
 - ⑦ 甲の他のサービス利用の質を低下させたり、これに支障を来したりさせる行為。
 - ⑧ 本約款 21 条に定める機密保持条項に違反する行為。
 - ⑨ 社会通念上インターネットサービスに対する極めて不適切な行為と考えられている行為、ネットワークへの攻撃、不正なコードの実行、ウェブページの損壊や書き換え、ポートの無差別スキャン、不正侵入、ウイルスの配布、感染行為等。
 - ⑩ 甲、乙または第三者のアカウントを無許可で使用し、または悪用する行為。
 - ⑪ 甲、乙または第三者のアカウントの使用を妨害する行為。
 - ⑫ 甲、乙または第三者への迷惑行為。

- ⑬ 本サービスに関連して、犯罪行為もしくは違法行為を行い、または第三者にこれを教唆し若しくは幫助する行為。
- ⑭ インターネットを使用して、第三者のパスワードを不正に取得し、利用し、またはこれを第三者に利用させる行為。
- ⑮ 本サービスを経由した上で、第三者のサービスを利用して行う上記第 1 号から第 14 号の規定する行為。
- ⑯ 上記各号に定めるほか、乙が不特定の者によって受信されることを目的としてインターネット・ネットワークを使用する場合において、これにより甲または第三者の権利が侵害され、またはその蓋然性が高いと甲が判断する行為。

第9条 （禁止行為に対する措置）

1. 甲は、乙に前条第 1 項第 1 号ないし第 16 号の禁止行為があると認めた場合には、いつでも、乙への本サービスの提供を停止、制限し、または本サービス利用契約を解除することができます。その際、乙は契約期間満了までに発生するサービス月額利用料相当の金額を甲に対して支払うものとします。
2. 甲は、乙が前条第 1 項第 1 号ないし第 16 号の禁止行為または本約款に違反する行為をした場合には、これらを防止するための技術的措置を行うことができます。この場合、甲は、前条第 1 項第 1 号ないし第 16 号の禁止行為または本約款に違反する行為をした乙に対して、同措置に関連して生じた諸費用を請求することができます。
3. 甲は、乙に前条第 1 項第 1 号ないし第 16 号の禁止行為があると認めた場合において、その禁止行為に関して第三者から乙の情報の開示を求められた場合には、法令およびその他のガイドラインに従い、乙に照会のうえ、甲が相当と認める範囲で乙の情報の開示を行うことがあります。甲は、乙に上記照会を通知してから 7 日以内に乙からその可否について回答を得られない場合には、乙から開示について承諾を得られなかったものとみなします。
4. 本条の規定は、甲が乙に対して損害賠償を請求する場合の制限または予約を定めるものではありません。

第10条 （メンテナンスの実施）

甲は、甲設備に対して、定期的にまたは不定期にメンテナンスを行うことがあ

第11条 (第三者への委託または外部委託)

- 第12条 (契約番号)**

第13条 (権利の譲渡の禁止)

第14条 (乙の義務)

- ## 第15条 (対価)

- 5

3. 乙が支払いを要する額は、当該サービス料金の額に消費税相当額を加算した額とします。
4. 乙が本条の規定に従い甲に支払うサービス料金について、その月額料金については、当月分が発生するものとします。

第16条（支払遅延）

1. 乙は、サービス料金をその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、遅延損害金として、支払期日の翌日から支払日までの日数について年 14.5%の割合（年 365 日の日割計算とします。）で計算して得た額を、サービス料金に加算して支払うものとします。
2. 甲は、乙がサービス料金をその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、未払いサービス料金を完済するまでの間、本サービスの提供を停止することがあります。

第17条（最低利用期間）

1. 乙は、本サービス契約について、甲に対してウェブシステム上で通知を行うことで、乙が通知した月の翌月末をもって解除することができる。
2. 個別コンサルに関しては契約日から 90 日間をサービス提供期間とする。
3. 乙は契約期間満了までに発生するサービス利用料相当を甲に対して支払うものとします。分割中の費用に関しては、完済まで引き続き支払うものとする。

第18条（甲による解約）

1. 甲は、次に掲げる事由があるときは、本サービス契約を直ちに解除することができます。
 - ① 乙がサービス料金を支払期日後 30 日間経過してもなお支払わないとき
 - ② 乙がサービス料金を支払期日までに支払わないことが 2 度あったとき
 - ③ 乙が本約款に違反したとき
 - ④ 乙が、破産・会社更生・特別清算・民事再生手続等の申立ての対象となったとき
 - ⑤ 乙が提出した申込書の内容に虚偽の記載があるとき
 - ⑥ 上記①から⑤のほか、乙が本約款の何れかの条項に違反し、当該

違反の是正を求める書面による通知を受領した後14日以内に当該違反を是正しないとき

2. 甲は、前項の規定によるほか、本サービス契約に期限の定めのない場合に限り、30日前までに書面またはウェブシステム状の通知により乙に通知することにより、本サービス契約を解除することができます。

第19条 （甲の賠償責任）

1. 本サービス契約に関して、乙に損害が生じた場合の甲の賠償責任は、その請求原因の如何を問うことなく、乙が現実には被った通常かつ直接の損害を限度とし、かつその損害賠償額の合計は、サービス価格表に定める基本サービス月額利用料金の1ヶ月分を限度とします。
2. 本契約における他の条項の定めに拘わらず、甲は、乙の逸失利益、データ・ソフトウェア等の喪失による損害および予見可能性の有無に関わることなく特別な事情により発生した損害については、請求原因の如何を問わず、損害賠償の責任を負いません。

第20条 （第三者の請求に対する措置）

1. 乙が本サービスを利用することにより、下記のいずれかの損害について第三者から甲（甲の役員および従業員個人を含み、以下本条において同様とします。）に対して、または乙および甲を共同被告として請求または訴訟等の法的手続きが提起された場合には、乙は、請求原因の如何を問わず、自らの費用および責任のもと乙および甲を防御するとともに、甲に支払いを命じられた損害賠償およびこれに伴う費用（合理的な金額の弁護士報酬を含みます。）について、甲に補償するものとします。

- ① 本約款に違反する行為により生じた損害
- ② 乙または乙の委託業者の行為に起因して、甲の乙以外の契約者に生じた損害
- ③ 乙または乙の委託業者もしくは乙がサービスを提供している者等に生じた損害

第21条 （機密保持）

1. 甲および乙は、それぞれ相手方が自らの秘密情報を知り得ることを了承し、秘密情報のいかなる部分も、その方法を問わず自己もしくは第三者のために利用することはないと、かつその開示形態を問うことなくいかなる第三者にも開示・漏洩・披瀝しないものとします。但し下記の各号の

情報は、秘密情報には当たらないものとします。

- ① 相手方から開示を受ける以前から当事者が保有していた情報
 - ② 秘密保持義務を有する者以外から、直接または間接的に、当事者に正当に開示された情報
 - ③ 開示後に公知となった情報（但し、本約款に違反して公知となった情報を除きます）
 - ④ 秘密である旨または秘密として保持すべき旨の指定がなされていない情報
2. 前項の規定に拘わらず、何れの当事者も、下記の場合には、秘密情報を開示することができるものとします。
- ① 弁護士、会計士または税理士等の専門家（その当事者が委任する者に限る。）に対して合理的と認められる範囲で秘密情報を開示する場合
 - ② 裁判所等の公権力の強制力ある命令により開示すべき義務を負う場合
3. 本サービス利用契約終了後 30 日以内に、乙は、当該終了の時点で所有している甲の秘密情報の全てを返却しまたはこれを自らの責任において廃棄するものとします。
4. 甲が、司法機関もしくは行政機関、国会、地方公共団体、弁護士または公認会計士等が、強制力の有無を問わず法令上の手続に従って秘密情報に該当しない乙に関する情報の開示を求められた場合、法令およびガイドライン等に従い、合理的且つ必要最小限度と認められる範囲で、これを開示することがあります。
5. 乙は本サービスにおいて、甲がネットワークおよびネットワーク上の機器への通信の秘密を取り扱うことに同意し、甲は秘密情報として扱うものとします。

第22条 （サービスの廃止）

甲は、都合により本サービスを廃止することがあります。甲は、乙に対し、廃止する日の 45 日前までに、書面によりその旨を通知します。

第23条 （不可抗力）

1. 何れの当事者も、天災地変その他当事者の責に帰すことのできない事由による本サービス契約上の債務不履行については、何らの責任も負わな

いものとします。但し、当該当事者は、(1)相手方に対して、当該事由を直ちに通知し、(2)当該債務を速やかに履行するために、商業的に合理的な努力を尽くすものとします。

2. 前項の事由により甲設備または乙装置・設備の全部もしくは一部が損害を受けたことにより、本サービス利用契約に基づいた利用が不可能となり、かつその復旧が著しく困難な場合には、何れの当事者も、相手方に書面で通知することにより、本サービス契約を解除することができるものとします。
3. 前2項のほか、甲は、甲の責めに帰さない事由により本サービスの提供を継続できなくなったときは、乙に対し現実に可能な限りの通知を行った上で、本サービスの提供を停止することがあります。この場合、甲は乙に与える混乱を最小限に抑えるよう合理的な努力を払うものとします。

第24条 (通知)

1. 本約款に基づき甲が乙に対して行なう通知その他の連絡は、甲ウェブサイトによる掲示、電子メール、FAX、書面等の方式のうち、適切かつ合理的な方式でこれを行ないます。
2. 前項の通知その他の連絡は、乙の届けに従って行います。乙の届け出た連絡先が事実とは異なるために通知その他の連絡が乙に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべき時に乙に到達したものとみなします。
3. 通知その他の連絡を電子メールにより行った場合は、甲が乙の届け出た連絡先のアドレスに電子メールを発信した時点で到達したものとみなし、ウェブページへの掲載により行った場合は、乙がウェブページを閲覧することが可能となった時点で到達したものとみなします。

第25条 (管轄、準拠法等)

1. 本サービスに関して甲と乙の間に係争が発生した場合は、乙および甲は、お互い信義誠実の原則に従って解決するように努めるものとします。
2. 前項の場合において、訴訟その他の法的手続により解決する必要がある場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
3. 本約款は日本法に準拠し解釈されるものとします。